

**習志野市教育委員会会議録**  
(令和5年第7回定例会)

- |   |      |                |           |
|---|------|----------------|-----------|
| 1 | 期 日  | 令和5年7月19日(水)   |           |
|   |      | 市庁舎3階大会議室      |           |
|   |      | 開会時刻           | 午後1時30分   |
|   |      | 閉会時刻           | 午後2時40分   |
|   |      |                |           |
| 2 | 出席委員 | 教 育 長          | 小 熊 隆     |
|   |      | 委 員            | 古 本 敬 明   |
|   |      | 委 員            | 赤 澤 智 津 子 |
|   |      | 委 員            | 馬 場 祐 美   |
|   |      |                |           |
| 3 | 出席職員 | 学校教育部長         | 島 本 博 幸   |
|   |      | 生涯学習部長         | 片 岡 利 江   |
|   |      | 学校教育部参事        | 菅 原 優     |
|   |      | 生涯学習部次長        | 芹 澤 佐 知 子 |
|   |      | 学校教育部・生涯学習部副技監 | 塩 川 潔     |
|   |      | 教育総務課長         | 中 野 充     |
|   |      | 学校教育課長         | 奥 秋 裕 司   |
|   |      | 指導課長           | 近 藤 篤 史   |
|   |      | 学校給食センター所長     | 石 垣 延 幸   |
|   |      | 総合教育センター所長     | 小 出 広 恵   |
|   |      | 社会教育課長         | 越 川 智 子   |
|   |      | 生涯スポーツ課長       | 三 橋 智     |
|   |      | 青少年センター所長      | 田 中 紀 代 美 |
|   |      | 中央公民館長         | 小 久 保 範 彰 |
|   |      | 菊田公民館長         | 竹 口 正 樹   |
|   |      | 中央図書館長         | 岡 野 重 吾   |
|   |      | 学校教育部主幹        | 西 郡 隆 司   |
|   |      | 学校教育部主幹        | 河 村 幸 枝   |
|   |      | 学校教育部主幹        | 松 岡 隆 志   |
|   |      | 学校教育部主幹        | 高 瀬 哲     |
|   |      | 学校教育部主幹        | 奥 山 昭 子   |
|   |      | 学校教育部主幹        | 志 摩 豊 子   |
|   |      | 生涯学習部主幹        | 勇 依 子     |
|   |      | 学校教育課主任管理主事    | 寺 嶋 耕 一   |
|   |      | 指導課主任指導主事      | 伊 坂 尚 子   |
|   |      | 習志野高等学校教頭      | 原 有 希 也   |
|   |      | 総合政策課長         | 藤 原 友 哉   |

## 4 議題

### 第1 前回会議録の承認

### 第2 報告事項

- (1) 令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について
- (2) 令和4年度教育費予算の繰越しについて
- (3) 日本語指導教室について
- (4) 習志野文化ホール再建設について

### 第3 議決事項

議案第20号 令和6年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)

### 第4 協議事項

協議第1号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

### 第5 その他

## 5 会議内容

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

小熊教育長

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出はないが、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて報告した。

小熊教育長

令和5年第6回定例会の答弁の訂正の許可について諮り、承認された。

志摩学校教育部主幹

「報告事項(1)令和5年度学校基本調査の結果について」の質疑中、高橋委員からの「保護者が長時間児を希望しているのに、短時間児しか枠がなく希望がとおらないといったことがあるのかどうか教えていただきたい」との御質問に対し、「長時間を希望したが、結果的に短時間になってしまった方は、待機児童としてカウントしており、そういった方も何名かいたと認識しているが、ほぼそういった方は解消していると認識している」と回答したが、「長時間児を希望したが、結果的に短時間児になってしまった方は、何名かいたと認識している」という回答に訂正させていただくとともに、お詫び申し上げます、と発言

小熊教育長が質疑なしと認め、答弁の訂正は終了した。

小熊教育長

令和5年第6回定例会の訂正後の会議録について承認を求め、承認された。

**報告事項(1) 令和5年習志野市議会第2回定例会一般質問等について** (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

**報告事項(2) 令和4年度教育費予算の繰越しについて** (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

**報告事項(3) 日本語指導教室について** (指導課)

近藤指導課長

報告事項(3)「日本語指導教室について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。大きく4つの項目について説明する。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。習志野市では、これまでも、日本語を母語としない児童生徒が一日も早く学校に慣れ、生活・学習ができるようになることを目的とし、言語・文化指導者を派遣してきた。令和5年度より、更に体系的な日本語指導を行うこと、学校生活を送るために必要な日本語を身に付けさせることを目的として、日本語指導教室を開設した。開設にあたっては、各学校をとおして、児童の保護者に文書にて周知してきた。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。習志野市の市立小・中学校に在籍する外国人児童生徒数である。令和4年5月1日現在は164名であったが、令和5年5月1日現在は27名増え、191名となっている。

スライド資料3ページ目を御覧いただきたい。外国人児童生徒数の内訳は、小学生は128名から22名増え、150名となり、中学生は36名から5名増え、41名となっている。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。各学校で日本語指導を必要としている児童生徒数についてで、小学生が36名、中学生は11名となっている。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。日本語指導教室での指導対象者については、海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒の中で学校生活・学習活動に必要な日本語能力が十分でない児童生徒を対象として指導を行う。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。日本語指導開始までの流れについて、日本語能力測定は、日本語指導教室への入室の可否を決定するものではなく、指導時数、学習内容等を調整するために行う。右の表のステージ1から4の児童生徒を、日本語指導教室での主な指導対象としている。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。設置校は袖ヶ浦西小学校で、現在1教室を設置している。日本語指導教室では、生活言語の習得を目標とした初期日本語を指導している。対象児童生徒は、在籍学級から日本語指導教室に移動して、日本語能力に応じた学習に取り組んでいる。また、日本語指導教室への登下校など移動については、他校から通う場合は、原則として安全面確保のため保護者が同伴するが、やむを得ない事情がある場合、在籍校の校長の判断により、児童生徒のみで通うことを許可することができるものとしている。なお、袖ヶ浦西小学校在籍の児童については、校内での通級となるので、この限りではない。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。日本語指導を受ける児童生徒に対しては、在籍校の校長が特別の教育課程を定めることができる。年間10単位時間から280単位時間を標準として指導を受けることができる。これは1週間当たり1時間から8時間となる。特別の教育課程とは、通常の教育課程に替えて、在籍学級以外の教室で行う教育の形態を指す。日本語指導

教室での指導がこれにあたる。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。袖ヶ浦西小学校に在籍する児童は、在籍学級の時間割の中から日本語指導の時間を設定し、必要に応じて日本語指導教室に移動し指導を受ける。下の図は他校に在籍する児童生徒の指導日の動きの一例である。袖ヶ浦西小学校に直接登校し、1校時から3校時に指導を受ける。4校時にあたる時間を在籍校への移動時間とし、帰校後昼食から下校まで在籍校で過ごしている。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。日本語指導教室では、教員免許を有する県費負担の日本語指導担当教員を配置し、児童生徒の個々の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行う。また、会計年度任用職員の日本語指導補助教員を配置し、当該指導計画に基づき、日本語指導や教科指導等の補助を行う。また、必要に応じて、言語文化指導者と連携し、母語による教科指導等の補助も行う。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。日本語指導教室での現在の学習者は記載のとおりで、このほかに、日本語能力の高さから2名、送迎の都合で2名、計4名について指導開始時期について保護者と調整しているところである。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。教室の様子を紹介する。日本語指導教室は2階の図書室の隣に位置している。壁面には、各学年で学習する漢字一覧表、体の部位や体調などを表す言葉を掲示し、身近な日本語に接する環境を整えている。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。教室の後方、窓際の棚には各学年の教科書や日本語指導のためのワークシート、絵カードなどの教材を整備している。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。学校生活を送るために必要な日本語を身に付けることができるよう、能力に応じた個別指導と、学習した日本語を活用したグループ指導を行っている。今後も、児童生徒がより安心して学校生活を送ることができるよう指導に努めていく、と概要を説明

#### 古本委員

非常に良い試みだと思うが、袖ヶ浦西小学校以外の児童の移動については少し懸念がある。原則、保護者が同伴との説明であったが、習志野市は東から西に広いため、通いたくても通わせることができない家庭もあると思うが、その辺りはどのような対応になるのか教えていただきたい、と質問

#### 近藤指導課長

日本語指導教室に通うにあたり、基本的には保護者の方に負担をかけていることは承知しているが、市内には他にも言語や聞こえの教室、ADHDの教室でいわゆる通級指導教室へ通う場合についても、保護者の方に送迎をお願いしているところである。ただし、やむを得ない場合には、言語文化指導者が学校へ直接行って補助したり、ポCKETークという翻訳機をこちらから率先して貸し出したりする等、各学校での対応ができるよう進めているところである、と回答

#### 古本委員

私のクリニックにもよく外国籍の方が来院するが、日本語が全く話せない場合が多く、また、保護者自身が仕事をしており、さらに車も持っていないような場合、袖ヶ浦西小学校に通うのは難しいと思う。通っている児童の内訳を見ると東習志野の地域の児童がいないようだが、これは、行きたくても行けないのか、それともニーズがないのかはわからないが、そういったことも少し考えていただいた方が良いと感じる。ボランティアの通訳の方や友達が付き添っている場合でも、ポCKETークの併用が必要であったり、保護者よりも子どもの方が日本語を話せたりするケースも目にする。安全面の配慮などがあり難しいと思うが、せっかくの良い試みなので、それを享受できない子ども

達も含めて考慮をお願いしたい、と発言

近藤課長

内訳を見ると確かに袖ヶ浦西小学校の近隣の学校が多く、比較的遠方だと実籾小学校から通っている児童が2名いるが、やや少ない傾向にある。御指摘いただいたように、それぞれの家庭の事情等があると思うので、学校ともよく連携し児童の状況を確認して、できる手立てを考えていきたいと思う、と回答

馬場委員

古本委員の御意見に同感で、以前も別の議題で申し上げたが、横に広い習志野市の地形上、西と東、あるいは中央に1つずつなど、皆が通いやすいような場所に設置するのが良いと思う。通いたくても通えない子が出てしまうのは、本来の目的にそぐわないと思うので、袖ヶ浦西小学校を拠点とするのであれば、東の方にもう1箇所設置するという手立てがあると良いと感じるので、ぜひ検討していただきたい。

また、先程レベルについての説明があったが、日本語指導教室に通っている9名は、自分で希望して通っているのか教えていただきたい、と質問

近藤指導課長

家庭から希望をいただいた上で通っていただいている。説明会等で保護者の方にもお話を聞いていただいたり、学校からも案内を出したりして、要望・希望をいただいた上で受け入れている、と回答

馬場委員

先程のように通いたくても通わせることができないケースもあると思うが、レベルに関して言うと、日本語指導の必要性について、先生方が客観的な判断をして、声掛けするという対応はしているのか。本当は日本語指導教室に通った方がいいが、自分からはなかなか手を挙げられないという子もいる可能性があるので、必要な子に適切な指導ができるような手立てを考えていただきたい。私自身の子ども達と同級生で外国籍の子で、結局日本語が上達できずに、そのうち学校に来なくなり、いつの間にか国に帰ってしまったという子も見たことがある。せっかく縁があって習志野市に来ていただいているので、皆と楽しく学校生活を送ることができるように、適切な指導が行き届くようぜひお願いしたい、と要望

近藤課長

子ども達が困らずに、日本で気持ちよく生活できることを一番に願っている。状況を一番よくわかっているのは学校であるため、学校との連携をより深めていきたい。この日本語指導教室もようやく軌道に乗ってきたため、改めて各学校にしっかり周知をして、必要な子ども達がいらないかどうか、保護者の方に案内をしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

小熊教育長

報告事項(4)を質疑するにあたり、市長事務局局職員の出席を許可することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

報告事項(4) 習志野文化ホール再建設について

(社会教育課)

藤原総合政策課長

報告事項(4)「習志野文化ホール再建設について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。この度、本市と「モリシア津田沼」の信託受益権を有する野村不動産株式会社は、「津田沼駅南口地区」で実施予定の市街地再開発事業について、本市の広域拠点として相応しい魅力あるまちづくりの推進を図るため、令和5年6月28日に「まちづくりに関する確認書」を締結した。これにより、習志野文化ホールの再建設については、本再開発事業に計画し、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づいて進めていくこととなった。

確認書の要点について、抜粋して説明する。○印の3つ目「整備予定の公共公益的施設の確認」については、本再開発事業では習志野文化ホール以外に、駅前広場とペDESTリアンデッキ、自転車等駐車場、また、市民に対する市のサービスを目的とした公共施設、これは現在のJR津田沼駅南口の連絡所に代わるもので、この他、企業バスの乗降場、約4,000㎡の屋上広場、エレベーター等の昇降施設、多目的ホール、保育所が整備される予定となっている。○印の4つ目「費用負担の確認」については、再開発事業の総事業費は概算で約1,400億円で、そのうち市の負担額は、駅前広場の整備などで約20億円、文化ホールと市民のサービスを目的とした200㎡規模の公共施設の取得費を合わせて約120億円となっている。○印の6つ目「施設建築物の確認」については、全体の施設建築物としては、現在のモリシア津田沼と同程度の規模の商業施設、文化ホール、駐車場などで構成される複合施設棟と住宅棟の2棟が現時点で計画されている。文化ホールは、複合施設の5階から8階で予定されており、形状については、現ホールと同様に建物内に組み込まれるのではなく、個別に建設することとなっている。

主な公共施設の整備方針及びスケジュールについては、習志野文化ホールは、本市が令和5年3月に策定した「習志野文化ホール再建設基本計画」に基づき計画すること、また、本事業は、令和7年4月に第一種市街地再開発事業の認可を得ること、令和13年に施設建築物の竣工を目指すこととしている。

習志野文化ホール再建設基本計画の要点を説明する。本計画では、まちづくりに資するあらゆるものが、新たに生まれ、育まれ、成熟し、後世に継がれていくという循環の原動力として文化ホールを再建設し、市民の心豊かな生活環境の向上を果たしながら、将来にわたり持続可能な習志野市を実現することとしている。

計画書の表紙裏面の目次を御覧いただきたい。本計画は、今後作成を予定している基本設計や実施設計に必要な条件をまとめており、構成として、「基本計画の位置付け」、「基本構想における設置理念、特徴、基本方針」、「施設整備方針」、「施設構成」、「施設整備計画」、「立地計画」となっている。

計画書の3ページ目を御覧いただきたい。「3施設整備方針」の「(1)整備にあたっての基本的な考え方」として、1つ目に「新たに習志野市から始まり・生まれ・発展しつづけるホール」を目指すこととし、人財を作り、文化がはぐくまれるホール、音の響きを重視した「音楽のまち習志野」にふさわしい、明るく開放的なホールとしている。2つ目に「誰もが利用しやすい施設」を目指すこととし、様々な演出や利用に対応できる多目的なホール、バリアフリーに配慮した施設、設備、動線、事業費の圧縮とともに施設の有効活用を図ることとしている。

計画書の4ページ目を御覧いただきたい。「(2)設計方針」としては、先程説明した整備にあたっての基本的な考え方に基づいた、設計における重視、配慮事項等を記載している。

計画書の7ページ目を御覧いただきたい。「①ロビー・ホワイエ・トイレ」については、「期待感や非日常感を演出する空間計画」や「バリアフリーの配慮」、「ホワイエの展示スペースやギャラリーなどへの有効利用」等を検討する。「②ホール客席」については、「音響面で適正な客室サイズとすること」、「現ホール同様にワンスロープとすること」、「座席を千鳥配置とすること」、「座席の幅や質を現ホール以上とすること」、「親子室を設置すること」など、現在のホール以上に快適になるよう要件を記載し、併せて、可能な限り多くの座席を確保できるよう検討し、座席数は1,350席を目標としている。

計画書の9ページ目を御覧いただきたい。「③舞台」については、現ホール同様プロセニウム形式とすること、これは、音の響きをより良くするため、高さを現状の9mより高い12mとする予定である。また、オーケストラピットは設置しないこととしており、パイプオルガンについては、活用実績や財源確保を含め、再設置の可否について検討することとしている。また、現ホールで問題となっている搬入口については、11トントラックが駐車可能なスペースを確保できるよう検討している。

計画書の12ページ目には、楽屋やリハーサル室、管理・技術関係の諸室について、計画書の13ページ目には、再建設するホールの特徴を音の響きを重視したホールとしていることから、「(3)音響計画」を掲載している。

計画書の14ページ目から16ページ目は、これまで記載した内容を平面図におとしこんだものとなっている。

計画書の18ページ目及び19ページ目を御覧いただきたい。「6立地計画」としては、「(1)計画敷地概要」や「(2)配置・アプローチ計画」として、商業施設との複合施設で整備した場合の利便性や動線、バリアフリー、相乗効果等を記載している。

計画書の20ページ目を御覧いただきたい。「(3)施設整備スケジュール」については、現在、再開発事業者の野村不動産から示されたもので、令和5年度から令和7年度にかけて設計を行いつつ、令和7年度途中から解体に向けた準備作業、解体工事が始まる予定となっている。

竣工は、先程説明した確認書において、令和13年を目指すこととしている。なお、文化ホールについては、確認書において、令和5年4月1日から休館していることを確認し、早期に利用できるように努めることとしている。今後は本計画に基づいて、文化ホールの再建設についてさらに協議を進めて参りたいと考えている、と概要を説明

古本委員

少し前に進んだようで、非常に喜ばしいことだと思う。イメージとしては、タワーマンションの中に施設があるのか、それともタワーマンションとはまた別の形で、商業施設とホールだけの建物ができるのか、どちらになるのか教えていただきたい、と質問

藤原総合政策課長

住居棟は別に建ち、商業施設棟の上に現状と同じような形で文化ホールを再建するという計画になっている、と回答

古本委員

建物の上に住居棟があるのではなく、分かれるという理解でよいか、と質問

藤原総合政策課長

御指摘のとおりである、と回答

古本委員

住居棟ができるのであれば、今後、学校のことも考えていかなければならないと思う、と発言

赤澤委員

ホールを利用する人のほとんどは観賞者、出演者、技術者で、これだけの経費を使っても、そのホールに足を運ぶ人の数は知れていると思うが、ホールを利用せずとも、そこにホールがあることで誇らしく思ったり、嬉しく思ったり、満足感を持ったりする人もたくさんいると思う。ホール周辺や駅からホールまでの見え方であったり、あるいは、実際にホールに入らなくてもホールの存在そのものが満足感を得られたりするような施設にすることが、市民に対しての価値の提供だと思う。計画の要件にあった「期待感や非日常感を演出する空間計画」はとても良いと思ったが、この計画では、ホールを利用する人を中心に書かれているように感じる。今のモリシアは外から見たときにグリーンがあったり、階段状の形状になっていたり、またはテラスのようなものがあったりするなど、実際に商業施設を利用しない人にとっても良い空間が享受できたりする仕様になっている。このように、ホールを直接的には利用しないが、ホールがあることで得られる価値に関する要件や計画はないのか教えていただきたい、質問

藤原総合政策課長

再建設の基本計画の要点で触れているが、まちづくりに資するあらゆるものの原動力となるような文化ホールを再建設することを目指しているところである。また、市街地再開発事業においても、習志野市のまちづくりの今後の発展も踏まえた上で、本市の表玄関であるJR津田沼駅南口が開発されることから、ペDESTリアンデッキから、屋上広場の建設も予定している。またその商業施設との連動ということも踏まえて、駅からその施設に至るところまでの全体が連動するような形で整備していくことを野村不動産と協議しているところである。1つ例をあげると、文化ホールを出た先に屋上庭園という、先程説明した約4,000㎡の広場を作るという計画もあるので、まち全体の発展に資するよう、いただいた御意見をしっかりと受けとめて、今後も協議を進めていきたいと考えている、と回答

赤澤委員

今の説明のように、まちづくりの視点から充実させていくという基本的な考え方は非常に賛同でき、とても良いと思う。計画書に記載されているような方針については、具体的にどのような要件を設定していくのかお聞きしたい。例えば、今説明のあった屋上広場などは、ホールを利用しない人も利用可能という理解でよいか、と質問

藤原総合政策課長

一例としてあげた屋上広場については、現在1階の津田沼公園の広場があり、これに代わるものである。広く市民をはじめ、駅を利用する方、施設を利用する方が利用できる施設となる。今後この市街地再開発事業がだんだんと明らかになり、図面などもお示しできるような状況になっていくので、そういった中で細かい計画についても御説明できるようにしていきたいと思っている、と回答

古本委員

今回、文化ホールだけではなく、駅前の動線も全部造り直すとの説明であった。他市の例として、埼玉県に、駅から芸術劇場に続く歩道にシェイクスピアの言葉が彫ってある通りがあり、それを追いかけて進むと劇場に着くようにデザインされている所がある。こういった雰囲気を作っている街はおしゃれだと感じる。習志野市も駅前の動線を造るのであれば、ただそこに文化ホールが建っているだけではなく、ここは音楽の街だと思わせるような工夫を道々に取り入れてみると、住んでいる人も「良い町に住んでいる」という気持ちになれると思うので、ぜひ考えていただきたい、と要望



藤原総合政策課長

他市の駅前の開発などをしっかり参考にしながら、今回の再整備事業に生かしていきたいと思っている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

**議案第20号 令和6年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)**  
(学校教育課)

寺嶋学校教育課主任管理主事

議案第20号「令和6年度使用教科用図書の採択について(習志野市立習志野高等学校の図書)」について、説明する。本議案は、習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により選定された教科用図書について、習志野市教育委員会行政組織規則第3条第16号の規定に基づき提案するものである。選定に至るまでの経緯については、学習の連続性、生徒の実態や各教科書の内容等を十分考慮し、学校内の各教科部会や各教科主任等による会議で検討の後、校長による公正かつ公平な選定が行われた。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。表は学習指導要領改訂に伴う教科書改訂のスケジュールである。高等学校においては、令和4年度より新教育課程が年次進行で実施され、令和4年度からは高校1年生、令和5年度からは高校2年生、令和6年度からは高校3年生と学年進行で新学習指導要領への切り替えが行われ、今回の採択である令和6年度をもって切り替えが終了する。令和5年度2年生の生徒が次年度新指導要領に対応した教科書で3年間学んだ初めての高校3年生となり、新学習指導要領に対応し出題される大学入試を受験することとなる。

スライド資料2ページ目を御覧いただきたい。資料1ページ目の資料を掲載したものである。令和4年度から実施された新学習指導要領における各教科の改訂の要点だが、国語科においては、言語能力の確実な育成の視点から科目の再編が行われ、現行において必履修であった「国語総合」が再編され、新教育課程では「現代の国語」、「言語文化」の2科目が必履修となった。社会科においては「世界史」と「日本史」が統合され、近現代史の歴史を学ぶ「歴史総合」と、これまで選択であった「地理」が「地理総合」となり、必履修となった。また、公民における「現代社会」がなくなり「公共」が新設となり、こちらも必履修科目となった。数学科では「数学活用」が廃止となり単元を再編した「数学C」が新設された。英語科では英語による発信力を強化することを改善点とし、「英語コミュニケーション」という科目と「論理・表現」という2科目となった。そして「情報」においては、プログラミングについて学ぶことを目的に「情報I」が共通必履修科目となった。令和7年度大学入学共通テストより、情報Iが選択教科に加えられる予定となっている。

スライド資料3ページ目上段を御覧いただきたい。続いて習志野市立習志野高等学校における令和6年度使用選定教科書について説明する。本年度の教科書採択は、1年生から3年生まで全て新学習指導要領へ対応としたものとなっている。令和5年度までに1年生及び2年生が使用するものは新指導要領へ移行しており、令和6年度に向けては新指導要領に対応した、3年生の教科書を主に選定している。本編資料2ページ目から、教科ごとに選定した教科書を掲載しているため御覧いただきたい。青の網掛は、今回選定した令和6年度3年生向けの教科書、赤の網掛は令和6年度の1年生及び2年生において次年度変更する教科書となっており、白枠内に昨年度使用していた教科書名を記載している。また、右側の欄に選定理由を記載している。習志野高等学校普通科の生徒は3年生で文系・理系に分かれて学習することから、今回は選択の授業で使用する教科書が数多く選定されている。

スライド資料3ページ目下段と併せて、本編資料2ページ目を御覧いただきたい。これらは主に

文系の生徒が使用する国語・社会の教科書である。国語「高等学校標準論理国語」は読み比べ、推論といった学習の理解を深める内容が充実しておりICTを活用した指導にも適しているため選定したものである。

スライド資料4ページ目上段と併せて、本編資料3ページ目を御覧いただきたい。これらは主に理系の生徒が使用する数学・理科の教科書である。この中で、2年生の生徒が全員使用する「新編生物基礎」は教科書内のQRコードからアクセスできる動画・プリント作成機能や有効な副教材が生徒の学習に有効であると考え選定している。本編資料4ページ目は、主に生徒が選択する芸術の教科書である。「美術I」が選定されているが、これは商業科の生徒が3年生まで芸術教科を選択できず、3年生1年間のみ使用するためである。

スライド資料4ページ目下段と併せて、本編資料5ページ目を御覧いただきたい。これらは外国語・情報で使用する教科書である。英語コミュニケーションの科目で使用する「New Rays English Communication Ⅲ」はリスニング力を向上させる教材として優れている点を理由に選定している。本編資料6ページ目は商業科で使用する教科書で、3年生向けの教科書3点を新しく選定したものである。そのほかの教科書の選定理由も右の欄に記載しているため御参照いただきたい。

スライド資料5ページ目と併せて、本編資料7ページ目を御覧いただきたい。これらは令和5年度と令和6年度における3年生用教科書の新旧比較表である。科目の再編が行われ、また選択できる科目が増えたことから前年度より教科書が増えている。国語においては、3年生の科目が再編され古典がなくなったため、国語における教科書が変更になっている。社会科においては日本史A・Bがなくなり、公民で倫理が選択できるようになったことから、選定した教科書数が増えているものである、と概要を説明

小熊教育長

習志野高等学校の教科用図書について、閲覧の時間を設けることとする、と発言

各委員が、各教科書を閲覧

小熊教育長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第20号は全員賛成で原案どおり可決された。

#### 協議第1号 令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について (教育総務課)

河村学校教育部主幹

協議第1号「令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」、説明する。

スライド資料1ページ目下段を御覧いただきたい。点検・評価の法的根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に「教育委員会は、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表すること」と規定されている。

スライド資料2ページ目上段を御覧いただきたい。同法第25条第2項の定めにより、教育長に委任することができない事務となっていることから、毎年教育委員会会議にて御協議いただき、最終的には議決をいただいているものである。

スライド資料2ページ目下段を御覧いただきたい。点検・評価の対象は、本市教育の長期計画である「習志野市教育振興基本計画」の年次計画にあたる、教育行政方針に基づく取り組みが対

象となる。現在の「習志野市教育振興基本計画」は、計画期間を令和2年度からとしていることから、今回は計画3年目の取り組みについての点検・評価となる。この教育行政方針を基に、担当課等が事業を実施し、その結果について教育に関する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を実施している。さらに、今回行っている点検・評価の結果を、次年度予算の編成に生かすことで、PDCAサイクルとなっている。

スライド資料3ページ目を御覧いただきたい。評価にあたっては、「習志野市教育振興基本計画」に示した「成果指標」、「基準値」、「目標値」、そして「目標値」に対する令和4年度の達成状況を「実績値」として表記している。これらの項目では、「小施策」によって何を達成しようとするのかについての目標を示している。

スライド資料4ページ目上段を御覧いただきたい。本年度は「小施策」の達成状況から施策について評価できるよう、報告書の様式を変更した。各小施策について、その達成状況を3段階でそれぞれ評価し、施策の評価の根拠となるように示してある。「小施策」の3段階の評価基準は「◎」を3点、「○」を2点、「△」を1点と換算し、その合計点をもとに成果指標の達成状況と教育行政方針に基づく取り組みの成果及び課題の状況を含めてAからDの4段階で評価している。

スライド資料4ページ目下段を御覧いただきたい。Aになるには、「小施策」が3項目であれば8点以上がA、5点から7点がBというように評価指標を定め、かつ、記載のような基準を設け、評価を行った。今回の点検・評価では、45施策中Aが14施策、Bが31施策あり、C及びDという評価は該当がなかった。

スライド資料5ページ目上段を御覧いただきたい。点検・評価の客観性を確保するために、教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を行っている。高橋氏は、長年にわたり習志野の教育に御尽力いただき、在職期間中には教育行政、小学校校長と歴任されている。榎氏は、社会教育及び幼児教育に造詣が深く、現在は淑徳大学総合福祉学部教育福祉学科の教授を務められている。様々な視点よりいただいた御意見を参考に、評価見直しを行っていく。

スライド資料5ページ目下段を御覧いただきたい。概要版で紹介している取り組みについて説明する。「子育てふれあい広場」については、令和4年度は施設の職員とこども保育課の職員、栄養士が担当し、予約制で開催した。社会情勢を鑑み、場や交流の工夫を行った。11月からは在園児の出し物を披露し、交流が深まった。

スライド資料6ページ目上段を御覧いただきたい。「いじめ匿名メール相談WEBアプリ」については、令和4年度より導入し、併せて「脱いじめ傍観者教育」を実施した。写真はその授業の様子である。誰にも相談できずに悩んでいる児童生徒にとって、新たな相談窓口の1つとなった。今後も、身近な人に相談することが難しい児童生徒の気持ちに寄り添った相談・支援となるよう取り組んでいく。

スライド資料6ページ目下段を御覧いただきたい。「体力向上の取り組み」については、体力低下が問題となっている中で体力向上のきっかけづくりとして、千葉県主催の「遊・友スポーツランキングちば」に挑戦した。クラス単位で記録に挑戦し、県教育委員会のホームページに記録を登録すると、その記録がランキング形式で掲載されるというものである。より高い目標を目指し、さらに意欲につながるという好循環となった。

スライド資料7ページ目上段を御覧いただきたい。「多様な高校教育の一層の充実」については、魅力ある市立高校づくりとして、生徒の現役での進路決定を目指し、進路指導や教育相談の充実を図った。左の写真は保護者への理解を促すことを目的に行った企業と連携した進路講演会の様子である。進学費・奨学金、進路の方向性、学校での進路指導の実態について伝えたものである。右の写真は、1年生及び2年生を対象に、各自の進路目標の上級学校模擬授業の様子である。多様な進路希望を実現させるため、生徒一人ひとりのニーズに対応できるよう更に指導を充実し、現役での進路決定率の上昇を目指している。

スライド資料7ページ目下段を御覧いただきたい。「図書館機能の充実」については、市立図書

館では、5月よりインターネットに接続したパソコン、スマートフォン、タブレットを使用し、電子書籍の貸出・返却を行う電子図書館を開始した。夜間の利用も多く、深夜から早朝にかけても利用があることから、図書館が開館していない時間でも本が借りられる機会を提供できた。また、7月より、利用者の利便性の向上を図るため、市役所で予約図書の受け渡しを開始した。

スライド資料8ページ目上段を御覧いただきたい。「する」スポーツの推進については、市民が気軽に参加できるスポーツ活動を推進し、健康・体力の保持増進を図ることができるよう、ファミリーイベントや親子体操を実施した。子育て世代が参加しやすい、ニュースポーツ用具の貸し出し数も伸びている。今後も、より多くの親子が参加しやすいよう、スポーツイベントの充実を図っていく。

スライド資料8ページ目下段を御覧いただきたい。「安全・安心な生活を地域で守るシステムづくり」については、地域ぐるみで子どもを守る仕組みづくりとして、「子ども110番の家」の拡充を図った。子ども110番とは、登下校時等に不審者との遭遇や被害にあいそうな時に、子どもの保護・安全を確保し、関係機関への通報をしていただく制度である。写真は、保護者説明会など様々な会議等での周知活動や、協力者研修会を実施し、協力依頼を行っている様子である。学校・保護者・地域との連携を強化し、子ども達が安全に安心して生活できる街づくりに尽力していく。

スライド資料9ページ目上段を御覧いただきたい。最後に「広報活動の充実」については、学校現場と一体となって教育活動を展開していくための情報共有媒体として、「学校教育だより」を2か月に一度発行した。左上の画像は学校での体験学習の紹介、左下は部活などで素晴らしい成績を残した表彰の様子、右の画像は二十歳の門出式の様子である。このように教育活動について広くお知らせしていく中で、本市の教育を地域と一体となって進めているところである、と概要を説明

小熊教育長

それぞれの施策の成果指標が掲載されているが、そのあり方について、点検・評価の担当課としてどういった課題をもっているのか、補足して説明していただきたい、と質問

河村学校教育部主幹

成果指標を定める際には、できるだけ数値化するよう各所管課に依頼しているところであるが、数値化できるものばかりではないことから、成果指標と実際の成果や課題がきちんと対応し、反映されているかどうかの判断が難しいため、その点を課題と捉えている、と回答

小熊教育長

評価に繋がっていく基本となることから、課題を明確にし、詳細に検討していく必要があると考えている、と発言

馬場委員

内容を拝見したところ、Aの評価が以前と比較して増えたように感じる。学識経験者の先生方からの御意見等も拝見して、なるほどというように思うところもたくさんあったが、様々な情報発信をするという点について、ホームページの充実を多くの施策で言及している点が少し気になった。ホームページという媒体は、自ら取りに行く情報であるため、様々な世代の方がいる中で、広く示せる方法としては、アナログ的な手法も大事なのではないかと感じた。街角で見かけたポスターで、とても興味深く、それを見て催し物を初めて知って、行ってみようかというように思った。ホームページももちろんだが、そういったところの充実も図っていくと良いと思う。

また、点検・評価報告書の41ページ目の芸術・文化活動の振興について、先程報告にもあった習志野文化ホールに関して、やはり閉館となると、芸術文化の分野から距離ができてしまうという

市民も中にはいるのではないかと感じる。そこで、どのように興味関心を向けるかなど、具体的な課題や今後の方針をもう少し示していただけると良いと思う。「今後に向けた課題・方針」において、「各団体の練習の場について情報提供を行っていく」とあるが、芸術文化に市民がどのように接していくのかという点に関しては、もう少し工夫が必要なのではないかと感じたので、その辺りを内容として盛り込んでいただけると良いと思う、と発言

河村学校教育部主幹

令和4年度からは、小・中音楽会、総合教育展、英語発表会、ならしの学校音楽祭も再開することができ、引き続き、こういった活動を止めないよう、教育委員会事務局としても工夫をし、継続ができる取り組みを図っていきたいと考えている、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

小熊教育長

令和5年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言